

平成26年6月30日

九州地方整備局

『九州ブロック発注者協議会（第15回幹事会）』を開催しました ～更なる公共工事の品質確保に向けて～

九州ブロック発注者協議会（第15回幹事会）を開催しましたのでお知らせします。

今回は、改正公共工事品質確保促進法（品確法）等の説明及び、総合評価落札方式の導入・拡大に向け、各発注機関の取り組み状況等について情報交換をしました。

○開催日時：平成26年6月25日（水） 13:30～14:30

○開催場所：福岡第二合同庁舎 2階 共用第2～6会議室
福岡市博多区博多駅東2-10-7

○参考添付資料：（1）会議次第
（2）資料

九州ブロック発注者協議会（平成20年10月27日設立）とは、総合評価方式の導入・拡大等について発注者間相互の連絡調整を図ることにより、公共工事の品質確保の推進に寄与することを目的とし、公共工事を発注する50機関（国17、県7、政令市3、市8、特殊法人等6、及び国立大学法人9）が参画しています。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局

住所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話番号：（092）471-6331（代表）

（092）476-3546（技術管理課直通）

企画部	工事品質調整官	<small>くわはら</small> 菜原 <small>まさすみ</small> 正純	（内線：3130）
企画部	技術管理課長	<small>かじ</small> 加治 <small>けんゆう</small> 賢祐	（内線：3311）
企画部	技術管理課課長補佐	<small>のじり</small> 野尻 <small>ひろと</small> 浩人	（内線：3313）

日時：平成26年6月25日(水)
13:30～14:30
場所：福岡第二合同庁舎2階
共用2～6会議室

九州ブロック発注者協議会 第15回幹事会

会議次第

1. 挨拶 国土交通省 九州地方整備局 企画部長

2. 議題

1) 「九州ブロック発注者協議会」設置要領の一部改正 (資料-1)

2) 改正公共工事品質確保促進法（品確法）等の説明について

- 品確法と建設業・入契法等の一体的改正について (資料-2-1)
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表 (資料-2-2)
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案） (資料-2-3)

3) 総合評価落札方式の取り組みについて

- ・各機関における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」 (資料-3)
- ・事例紹介（代表機関） (資料-4～9)

4) 情報提供

- ・平成26年度 公共工事の現状と今後の主な取り組み（九州地方整備局） (資料-10)
- 社会保険等未加入対策について
- 公共工事の発注の見通しの統合について
- その他

「九州ブロック発注者協議会」設置要領（案）

（名称）

第1条 本会は、九州ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、総合評価方式の導入・拡大等について発注者間相互の連絡調整を図り、もって九州ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行う。

- 一 総合評価方式の導入・拡大等
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省九州地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を2名置き、農林水産省九州農政局整備部長及び福岡県県土整備部長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省九州地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を2名置き、農林水産省九州農政局整備部設計課長及び福岡県県土整備部企画交通課技術調査室長がこれにあたる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、九州地方整備局（企画部 技術管理課）が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年10月27日から施行する。

- 平成21年 4月 1日 一部改正
- 平成22年 9月22日 一部改正
- 平成24年10月24日 一部改正
- 平成25年 7月31日 一部改正
- 平成26年 3月11日 一部改正
- 平成26年 6月25日 一部改正

第 4 条 関係 (協議会委員)

会長 国土交通省 九州地方整備局長
 副会長 農林水産省 九州農政局 整備部長
 副会長 福岡県 県土整備部長

 委員 警察庁 九州管区警察局 総務監察部長
 財務省 九州財務局 総務部長
 財務省 福岡財務支局 財務主幹
 財務省 門司税関 総務部長
 財務省 長崎税関 総務部長
 財務省 国税庁 福岡国税局 総務部 次長
 財務省 国税庁 熊本国税局 総務部 次長
 農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部長
 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部長
 国土交通省 九州地方整備局 副局長
 国土交通省 九州地方整備局 副局長
 国土交通省 九州地方整備局 企画部長 (幹事長)
 国土交通省 九州運輸局 総務部長
 国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部 経理補給部長
 国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部 経理補給部長
 環境省 九州地方環境事務所 統括自然保護企画官
 防衛省 九州防衛局 調達部長
 福岡高等裁判所 事務局長

佐賀県 県土づくり本部長
 長崎県 土木部長
 熊本県 土木部長
 熊本県 農林水産部 農村振興局長
 大分県 土木建築部長
 宮崎県 県土整備部長
 鹿児島県 土木部長
 北九州市 技術監理室長
 福岡市 財政局理事
 熊本市 総務局 契約検査監
 久留米市 副市長
 佐賀市 副市長
 長崎市 副市長
 八代市 副市長
 大分市 副市長
 宮崎市 副市長
 薩摩川内市 副市長
 鹿児島市 副市長

西日本高速道路株式会社 九州支社 建設事業部長
 独立行政法人 国立文化財機構 九州国立博物館 副館長
 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 鉄道建設本部 九州新幹線建設局長
 独立行政法人 都市再生機構 九州支社 住宅経営部長
 独立行政法人 水資源機構 筑後川局長
 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部 総務部長

国立大学法人 九州大学 施設部長
 国立大学法人 福岡教育大学 理事・副学長
 国立大学法人 九州工業大学 副学長
 国立大学法人 佐賀大学 環境施設部長
 国立大学法人 長崎大学 施設部長
 国立大学法人 熊本大学 施設担当部長
 国立大学法人 大分大学 財務部長
 国立大学法人 宮崎大学 施設環境部長
 国立大学法人 鹿屋体育大学 事務局長

第7条関係（幹事会委員）

幹事長 国土交通省 九州地方整備局 企画部長
 副幹事長 農林水産省 九州農政局 整備部 設計課長
 副幹事長 福岡県 県土整備部 企画課 技術調査室長

幹事 警察庁 九州管区警察局 総務監察部 会計課長
 財務省 九州財務局 総務部 会計課長
 財務省 福岡財務支局 会計課長
 財務省 門司税関 総務部 会計課長
 財務省 長崎税関 総務部 会計課長
 財務省 国税庁 福岡国税局 総務部 営繕監理官
 財務省 国税庁 熊本国税局 総務部 営繕監理官
 農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部 經理課長
 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 会計課長
 国土交通省 九州地方整備局 総務部 契約課長
 国土交通省 九州地方整備局 企画部 技術管理課長
 国土交通省 九州地方整備局 営繕部 技術・評価課長
 国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部 港湾事業企画課長
 国土交通省 九州運輸局 総務部 会計課長
 国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部 經理補給部 經理課長
 国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部 經理補給部 經理課長
 環境省 九州地方環境事務所 国立公園・保全整備課長
 防衛省 九州防衛局 調達部 調達計画課長
 福岡高等裁判所 事務局 会計課長

福岡県 農林水産部 農山漁村振興課長
 佐賀県 県土づくり本部 入札・検査センター長
 佐賀県 県土づくり本部 建設・技術課長
 長崎県 土木部 建設企画課 企画監
 長崎県 農林部 農村整備課長
 熊本県 土木部 土木技術管理課長
 熊本県 農林水産部 技術管理課長
 本分県 土木建築部 公共工事入札管理室長
 大分県 農林水産部 工事技術管理室長
 宮崎県 県土整備部 技術企画課長
 宮崎県 農政水産部 農村計画課長
 鹿児島県 土木部 監理課長
 鹿児島県 農政部 総括工事監査監
 鹿児島県 環境林務部 総括工事監査監
 北九州市 技術監理室 技術企画課長
 福岡市 財政局 技術監理部 技術企画課長
 熊本市 総務局 契約検査総室副室長
 熊本市 都市建設局 技術管理課長
 久留米市 総務部 契約監理担当部長
 佐賀市 建設部長
 長崎市 理財部長
 八代市 総務部長
 大分市 総務部長
 宮崎市 総務部長
 薩摩川内市 総務部長
 鹿児島市 企画財政局 財政部長

西日本高速道路株式会社九州支社 建設事業部 技術課長
 独立行政法人 国立文化財機構 九州国立博物館 総務課長
 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 鉄道建設本部 九州新幹線建設局 技術管理課長
 独立行政法人 都市再生機構 九州支社
 住宅経営部 工務・検査チームリーダー
 独立行政法人 水資源機構 筑後川局 施設管理課長
 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部 総務部契約課長

国立大学法人 九州大学 施設部 施設企画課長
 国立大学法人 福岡教育大学 環境マネジメント課長
 国立大学法人 九州工業大学 施設課長
 国立大学法人 佐賀大学 環境施設部 企画管理課長
 国立大学法人 長崎大学 施設部 施設企画課長
 国立大学法人 熊本大学 施設部 施設企画ユニット長
 国立大学法人 大分大学 財務部 施設企画課長
 国立大学法人 宮崎大学 施設環境部 企画管理課長
 国立大学法人 鹿屋体育大学 施設課長

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■ 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等



基本理念を実現するため

■ 発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■ 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定
<建設業法等の一部を改正する法律>

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

■ ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■ 契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■ 建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■ 適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

➤H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
➤H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
➤H26.6.4
公布・施行

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・ 公共工事の品質確保の 担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の 中長期的な育成・確保
 - ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の 維持管理の実施
 - ・ 災害対応を含む 地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ ダンピング受注の防止
 - ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の 賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・ 技術者能力の資格による評価等による 調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した 予定価格の適正な設定
 - 不調、不落の場合等における 見積り徴収
 - 低入札価格調査基準や 最低制限価格の設定
 - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
 - 発注者間の連携の推進 等
- 効果 →
- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
 - ・ 歩切りの根絶
 - ・ ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) → 受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) → 地元で明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に 緊密な連携を図りながら協力
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の 運用指針を策定

◎公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表
 ○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 基本方針等（第九条―第十一条）</p> <p>第三章 多様な入札及び契約の方法等</p> <p>第一節 競争参加者の技術的能力の審査等（第十二条・第十三条）</p> <p>第二節 多様な入札及び契約の方法（第十四条―第二十条）</p> <p>第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等（第二十一条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理</p>	<p>〔新設〕</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基</p>

念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

〔略〕

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3| 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

〔新設〕

4| 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

〔新設〕

5| 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

3| 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

〔新設〕

6| 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

〔新設〕

7| 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8| 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない

4| 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

9| 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

10| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、対等な立場における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

11| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公

5| 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

6| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。

7| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならぬ。

〔略〕

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国及び地方公共団体の相互の連携及び協力）

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

〔新設〕

（発注者の責務）

第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完

督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号におい

成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

〔新設〕

て同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

(受注者の責務)

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

2 公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のため

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

〔新設〕

に必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらに係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 〔略〕

2 〔略〕

3 〔略〕

4 〔略〕

5 〔略〕

(基本方針に基づく責務)

〔新設〕

(基本方針)

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第十条 〔略〕

（関係行政機関の協力体制）

第十一条 〔略〕

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十二条 〔略〕

第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二

十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあつては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力体制）

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に關し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十一条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

〔競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等〕

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第二節 多様な入札及び契約の方法

〔多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法の選択〕

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

〔競争参加者の技術提案を求める方式〕

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 | 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔競争参加者の技術提案〕

第十二条 発注者は、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

〔新設〕

争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

3| 発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4| 〔略〕

5| 〔略〕

〔段階的選抜方式〕

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を

2| 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立的かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3| 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

4| 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

〔新設〕

評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の改善)

第十七条 [略]

- 2 第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(技術提案の改善)

第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、

当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

- 2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

[新設]

3) 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十九条 発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

〔新設〕

〔新設〕

活用及び発注者に対する支援等

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第二十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならぬ。

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

らない。

〔発注関係事務の運用に関する指針〕

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地

〔新設〕

方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

〔国の援助〕

第二十三條 国は、第二十一条第四項及び前条に規定するもののほ

〔新設〕

か、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

〔公共工事に関する調査及び設計の品質確保〕

第二十四條 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に

〔新設〕

当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となるうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫につ

いての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に
応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確
保するよう努めなければならない。

2 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業
務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関す
る資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めな
ければならない。

3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に
応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資
格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるよ
うにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討
を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（技術提案）</p> <p>第十条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）<u>第十五条第五項本文、第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定</u>を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>（技術提案）</p> <p>第十条 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下この条において「技術提案」という。）を求めるよう努めなければならない。</p> <p>2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。</p> <p>3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）<u>第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定</u>を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 発注者の予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げが行われないよう、関係機関にその趣旨を徹底すること。

二 公共工事の入札不調等の発生の増加に鑑み、予定価格と実勢価格の乖離の対策として、本法に基づく見積徴収方式が発注者において活用されるよう促進するとともに、見積価格の妥当性を適切に確認し、適正な予定価格の設定を図ること。

三 多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合などの弊害が生ずることのないよう、その防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずること。

四 段階的選抜方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うこと。

五 発注者を含む関係者が連携し、公共工事の受注者が、適正な額の請負代金での下請契約の締結、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保、これらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めるよう適切な措置が講じられること。

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

	公共工事の入札方式の概要		総合評価落札方式の実施状況								工事監督・検査要領の適用状況			工事成績評定の適用状況				
	※随意契約を除く、全ての工事発注件数		平成23年度実績		平成24年度実績		平成25年度実績		平成26年度目標		総合評価方式適用基準(工事)		平成26年5月31日現在(見込み)現在の工事監督・検査要領の適用状況	公共工事の品質確保に向けた取り組みに関する自己評価		平成26年5月31日現在(見込み)現在の工事成績評定の適用状況	公共工事の品質確保に向けた取り組みに関する自己評価	
	平成26年5月31日現在(見込み)の「入札方式」の概要	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数(予定)	全工事件数(予定)	左記件数の内、総合評価適用工事件数	現行(平成26年5月31日現在(見込み))の適用基準	今後の拡大予定	○:実績がある×:実績がない		○:実施、○:一部実施、△:検討実施、-:未実施 ※3	平成25年度の実施(取り組み)目標		平成26年度の実施(取り組み)目標	○:実施、○:一部実施、△:検討実施、-:未実施 ※3
警察庁 九州管区警察局	一般競争入札 250万円以上	0件	0件	2件	0件	2件	0件	5件	0件	-	試行を検討中	×	-	-	○	-	◎	
財務省 九州財務局	一般競争入札 250万円超	14件	0件	12件	0件	14件	0件	7件	0件	-	宿舎新築工事を検討	○	◎	◎	×	-	-	
財務省 福岡財務支局	一般競争入札 250万円超	24件	0件	23件	0件	18件	0件	19件	0件	-	宿舎新築工事を検討	○	◎	◎	×	-	-	
財務省 門司税関	一般競争入札 250万円以上	3件	0件	2件	0件	4件	0件	0件	0件	原則 250万円を超える全ての工事とするが、工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	工事の内容をみて試行する	×	-	-	×	-	-	
財務省 長崎税関	一般競争入札 250万円以上	7件	0件	1件	0件	3件	0件	1件	0件	原則 250万円を超える全ての工事とするが、工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	工事の内容をみて試行する	×	-	-	×	-	-	
財務省 国税庁 福岡国税局	一般競争入札 250万円を超えるもの	16件	0件	11件	0件	8件	0件	4件	0件	-	試行を検討中	○	◎	◎	×	-	-	
財務省 国税庁 熊本国税局	一般競争入札 250万円超	13件	0件	9件	0件	9件	0件	14件	未定	-	試行を検討中	○	◎	◎	×	-	-	
農林水産省 九州農政局	一般競争入札 250万円以上	158件	157件	221件	220件	247件	246件	183件	183件	原則 250万円を超える全ての工事	原則 250万円を超える全ての工事	○	◎	◎	○	◎	◎	
農林水産省 林野庁 九州森林管理局	原則として、全て一般競争入札	255件	226件	294件	243件	309件	278件	200件程度	180件程度	1千万円以上(1千万円以上は施工体制確認型)	1千万円以上(1千万円以上は施工体制確認型)	○	◎	◎	○	◎	◎	
経済産業省 九州経済産業局	一般競争入札 250万円超	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	-	当面公共工事の発注予定がない	×	-	-	×	-	-	
国土交通省 九州地方整備局	○一般競争入札 2,500万円以上 ○工事希望型競争入札 2,500万円未満	1,474件	1,461件	1,588件	1,587件	1,813件	1,774件	800件程度	800件程度	原則として全ての工事(1千万円以上は施工体制確認型)	原則として全ての工事(1千万円以上は施工体制確認型)	○	◎	◎	○	◎	◎	
国土交通省 九州運輸局	一般競争入札 250万円を超えるもの	1件	0件	1件	0件	1件	0件	2件	0件	原則として全ての工事	原則として全ての工事	×	-	-	×	-	-	
国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	28件	0件	29件	0件	44件	0件	34件	0件	-	試行を検討中	○	◎	◎	×	-	-	
国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	16件	0件	9件	0件	24件	0件	20件程度	0件	-	試行を検討中	○	◎	◎	×	-	-	
環境省 九州地方環境事務所	○一般競争入札 250万円を超えるもの	8件	0件	7件	1件	9件	3件	14件	5件	6千万円以上	6千万円以上	○	◎	◎	○	◎	◎	
防衛省 九州防衛局	原則として、全て一般競争入札	173件	130件	118件	79件	127件	80件	84件	52件	原則として総合評価方式により発注する(特に小規模な工事等で、その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がない場合は適用しないことが出来る)	原則として全ての工事(同左)	○	◎	◎	○	◎	◎	
福岡高等裁判所	一般競争入札 原則として、1件につき予定価格が250万円を超える全ての工事	13件	13件	16件	16件	33件	33件	11件	5件	原則として、全ての入札案件とするが、工事内容で総合評価か価格競争(最低価格)かを判断する	原則として全ての入札案件	○	◎	◎	○	◎	◎	
福岡県 県土整備部		2,618件	90件	2,882件	120件	3,414件	148件	件数未定	件数未定	5千万円以上	未定							
福岡県 農林水産部	一般競争入札 5,000万円以上	452件	70件	450件	75件	570件	75件	件数未定	件数未定	5千万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎	
福岡県 建築都市部		669件	100件	619件	84件	524件	111件	件数未定	件数未定	5千万円以上	未定							
佐賀県 県土づくり本部	一般競争入札 全工事対象 ○202億円未満は条件付き ○250万円以下は随意契約可	1,592件	156件	1,527件	154件	1,595件	129件	1,600件	150件	6千万円以上(建築1.5億円以上)(土木一式は5千万円以上から試行)(舗装・法面・地すべり2.5千万円以上)	土木一式は4千万円以上から試行	○	◎	◎	○	◎	◎	
長崎県 土木部	一般競争入札 ○土木一式工事、及び、土工、コンクリート工事(3,500万円以上) (1,000万円以上で一部試行)	1,503件	65件	1,513件	60件	1,692件	74件	775件	50件	原則1億円以上	今年度の状況をみて検討	○	◎	◎	○	◎	◎	
長崎県 農林部	○舗装工事(3,000万円以上) ○その他(5,000万円以上)	185件	5件	260件	2件	235件	1件	約270件	1件		土木部と同様					◎	◎	
熊本県 土木部	原則として、一般競争入札 3,000万円以上	1,992件	145件	2,369件	211件	2,206件	246件	件数未定	件数未定	原則3千万円以上	試行の状況を踏まえ検討	○	◎	◎	○	◎	◎	
熊本県 農林水産部		536件	95件	620件	177件	840件	120件	800件	150件	原則3千万円以上					◎	◎		

※3については、公共工事の品質確保に向けた取り組みに関する自己評価手法に基づく

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

	公共工事の入札方式の概要 ※随意契約を除く、全ての工事発注件数	総合評価落札方式の実施状況										工事監督・検査要領の適用状況			工事成績評定の適用状況		
		平成23年度実績		平成24年度実績		平成25年度実績		平成26年度目標		総合評価方式適用基準(工事)		平成26年5月31日現在(見込み)現在の工事監督・検査要領の適用状況 ○:要領がある ×:要領がない	公共工事の品質確保に向けた取り組みに関する自己評価 ◎:実施、○:一部実施、△:検討実施、—:未実施 ※3	平成26年5月31日現在(見込み)現在の工事成績評定の適用状況	公共工事の品質確保に向けた取り組みに関する自己評価 ◎:実施、○:一部実施、△:検討実施、—:未実施 ※3		
		全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	現行(平成26年5月31日現在(見込み))の適用基準	今後の拡大予定						
大分県 土木建築部	一般競争入札 4,000万円以上	2,080件	149件	2,395件	201件	1,784件	179件	件数未定	約150件	5千万円以上	試行の検証を踏まえ検討	○	◎	◎	○	◎	◎
大分県 農林水産部		484件	60件	460件	48件	540件	72件	件数未定	約70件	5千万円以上		○	◎	◎	○	◎	◎
宮崎県 県土整備部	一般競争入札 250万円以上	1,338件	621件	1,275件	502件	1,392件	493件	約1,400件	約500件	250万円以上から抽出	現在のところ予定なし	○	◎	◎	○	◎	◎
宮崎県 農政水産部		236件	106件	227件	101件	287件	98件	件数未定	半数程度	250万円以上から抽出	現在のところ予定なし	○	◎	◎	○	◎	◎
宮崎県 環境森林部		119件	68件	113件	65件	165件	83件	約80件	約40~45件	250万円以上から抽出	現在のところ予定なし					◎	◎
鹿児島県 土木部	一般競争入札 5,000万円以上	3,289件	141件	3,006件	172件	2,749件	181件	件数未定	前年度と同程度	5千万円以上	今年度の状況のみを検討					◎	◎
鹿児島県 農政部		650件	6件	1,002件	7件	1,091件	2件	626件	1件	5千万円以上	今年度の状況のみを検討	○	◎	◎	○	◎	◎
鹿児島県 環境林務部		183件	20件	169件	22件	197件	21件	件数未定	前年度と同程度	5千万円以上	今年度の状況のみを検討					◎	◎
北九州市	○一般競争入札 土木、水道施設 2,500万円以上 建築 4,500万円以上 電気、管 1,200万円以上 造園 2,000万円以上 その他 1億円以上	1,623件	57件	1,585件	59件	1,439件	64件	1,400件程度	74件	(工種:土木、港湾、とび、土工、コンクリート、鋼、舗装、しゅんせつ、造園、水道施設、建築、電気、管、機械器具、電気通信、大工、左官、石、屋根、タイル・れんが、ブロック、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、さく井、建築、消防施設、清掃施設) ①5千万円以上の工事で、技術的工夫の余地の大きい工事 ②1億円以上の工事(原則適用)	今年度の状況のみを検討	○	◎	◎	○	◎	◎
福岡市	○一般競争入札 一般土木 建築 2,000万円以上、 仮装 2,500万円以上、その他 1,500万円以上 (202億円未満の工事は全て制限付)	1,843件	38件	1,898件	98件	1,825件	99件	約1,750件	約130件	予定価格1億円以上の工事	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
熊本市	一般競争入札 1,000万円以上	1,033件	102件	990件	228件	1,071件	202件	990件	200件	土木A:7,000万円以上、土木B:3,000万円以上、土木C:1,500万円以上、 建築A:1億6,000万円以上、建築B:4,000万円以上、電気A:3,000万円以上、管A:3,000万円以上、舗装A:3,000万円以上、舗装B:1,500万円以上、 造園A:4,000万円以上、水道A:5,000万円以上、水道B:2,000万円以上、その他:4,000万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
福岡県 久留米市	条件付一般競争入札 1,000万円以上	690件	50件	700件	81件	809件	108件	約800件	約100件	原則5千万円以上の工事	業務委託の総合評価検討	○	◎	◎	○	◎	◎
佐賀県 佐賀市	○指名競争入札 1,000万円未満 ○条件付一般競争入札 1,000万円以上	530件	1件	520件	0件	497件	0件	530件	1件	1千万円以上から抽出	今年度の状況のみを検討	○	◎	◎	○	◎	◎
長崎県 長崎市	原則として、全工事制限付一般競争入札	834件	2件	848件	0件	785件	1件	630件程度	1件程度	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	現行どおり	工事検査 工事監督 ○ ×	工事検査 ◎ 工事監督 —	工事検査 ◎ 工事監督 —	○	◎	◎
熊本県 八代市	制限付一般競争入札 2,500万円以上	651件	2件	442件	3件	430件	3件	320件	4件	工事内容及び価格より工事担当課と協議のうえ試行	現行どおり	工事検査 ○ 工事監督 ×	工事検査 ◎ 工事監督 —	工事検査 ◎ 工事監督 —	○	◎	◎
大分県 大分市	○一般競争入札 2,500万円以上	519件	18件	529件	18件	554件	20件	538件	19件	価格と技術的要素から抽出	現行どおり	○	◎	◎	○	◎	◎
宮崎県 宮崎市	○一般競争入札 6,000万円以上の建設工事(案件付き) ○指名競争入札 130万円超の建設工事50万円超の建設工事に係る業務委託(建設コンサルタント、測量など)	864件	3件	833件	0件	959件	0件	596件	未定	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	未定(当分現行どおり)	工事検査 ○ 工事監督 ×	工事検査 ◎ 工事監督 —	工事検査 ◎ 工事監督 —	○	◎	◎
鹿児島県 薩摩川内市	一般競争入札 130万円以上 指名競争入札 災害復旧工事、特殊工事	453件	14件	429件	18件	397件	16件	300件	12件	3千万円以上 (工事内容(DID地区内の工事や特殊工法を採用した工事など)から、総合評価落札方式が適しているものについては、3千万円未満でも適用)	未定	○	◎	◎	○	◎	◎

※3については、公共工事の品質確保に向けた取り組みに関する自己評価手法に基づく

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

	公共工事の入札方式の概要 ※随意契約を除く、全ての工事発注件数	総合評価落札方式の実施状況								工事監督・検査要領の適用状況			工事成績評定の適用状況				
		平成23年度実績		平成24年度実績		平成25年度実績		平成26年度目標		総合評価方式適用基準(工事)		平成26年5月31日現在(見込み)現在の工事監督・検査要領の適用状況 ○:要領がある ×:要領がない	公共工事の品質確保に向けた取り組みに関する自己評価 ◎:実施、○:一部実施、△:検討実施、-:未実施 ※3	平成26年5月31日現在(見込み)現在の工事成績評定の適用状況	公共工事の品質確保に向けた取り組みに関する自己評価 ◎:実施、○:一部実施、△:検討実施、-:未実施 ※3		
		全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数	全工事件数	左記件数の内、総合評価適用工事件数(予定)	全工事件数(予定)	左記件数の内、総合評価適用工事件数	現行(平成26年5月31日現在(見込み))の適用基準	今後の拡大予定						
鹿児島県 鹿児島市	・制限付き一般競争入札 5,000万円以上の建設工事のみ ・指名競争入札 5,000万円未満の建設工事及びコンサル	1,665件	8件	1,705件	46件	1,634件	38件	1,054件	48件	5千万円以上	未定(現行どおり)	工事検査 工事監督 ○ ×	工事検査 工事監督 ◎	工事検査 工事監督 ◎	○	◎	◎
西日本高速道路(株)九州支社	【一般競争入札】 ○202億円(500万500円以上) 【条件付一般競争入札】 ○250万円超、202億円未満 【指名競争入札】 次のいずれかに該当する工事であり、かつ、契約責任者が必要であると認める場合に限る ○条件付一般競争入札方式に付する時間的余裕がないとき ○その他指名競争入札に付することが有利と認められるとき 【公営利用型指名競争入札】 入札不調対策として導入 ○2億円未満の維持・修繕系の特定工種 ○4億円未満の建築等	91件	47件	149件	43件	150件	57件	123件	27件	4億円以上の工事に適用 ただし、次のものを除く。 ・契約責任者が価格落札方式によるべき必要を認めた工事	左記に同じ	○	◎	◎	○	◎	◎
(独)国立文化財機構九州国立博物館	一般競争入札 250万円以上	0件	0件	1件	0件	1件	0件	2件	0件	2億円以上	2億円以上	○	◎	◎	○	◎	◎
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部九州新幹線建設局	○条件付一般競争入札 250万円以上 20.2億円 ○一般競争入札 20.2億円以上	3件	1件	4件	4件	7件	7件	13件	13件	原則250万円以上	原則250万円以上	○	◎	◎	○	◎	◎
(独)都市再生機構九州支社	○5千万円以上は詳細条件審査型一般競争 ○5千万円未満は工事希望調査による指名競争	44件	12件	27件	13件	58件	28件	40件	14件	原則5千万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
(独)水資源機構 筑後川局	一般競争入札 250万円以上	79件	16件	74件	13件	48件	28件	件数未定	件数未定	250万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部	○一般競争入札 250万円以上 ○工事希望型指名競争入札 予定価格が6,000万円未満で必要と認められるとき ○指名競争入札 100万円以上	90件	0件	63件	0件	58件	0件	70件	未定	-	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
国立大学法人九州大学	○一般競争入札 予定価格250万円超の工事で実施	51件	10件	55件	14件	87件	35件	件数未定	件数未定	○予定価格8千万円以上の工事で実施	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
国立大学法人福岡教育大学	一般競争入札 250万円以上	19件	4件	9件	1件	19件	4件	6件	1件	5,000万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
国立大学法人九州工業大学	一般競争入札 250万円以上	10件	6件	17件	7件	25件	3件	9件	7件	予定価格2千万円以上の工事で実施	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
国立大学法人佐賀大学	一般競争入札 250万円超	38件	2件	37件	20件	26件	7件	件数未定	件数未定	5千万円超	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
国立大学法人長崎大学	一般競争入札 250万円以上	54件	12件	41件	16件	61件	18件	44件	3件	4,000万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
国立大学法人熊本大学	一般競争入札 250万円以上	34件	10件	37件	24件	34件	14件	件数未定	件数未定	3,000万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
国立大学法人大分大学	一般競争入札 250万円超	42件	9件	46件	4件	28件	8件	件数未定	10件程度	6,000万円以上	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
国立大学法人宮崎大学	一般競争入札 250万円以上	36件	5件	53件	10件	37件	5件	件数未定	件数未定	原則1億円以上の工事	未定	○	◎	◎	○	◎	◎
国立大学法人鹿屋体育大学	一般競争入札 250万円以上	11件	1件	8件	1件	10件	3件	件数未定	2件	対象金額を定めず適宜選定している	未定	○	◎	◎	○	◎	◎

※3については、公共工事の品質確保に向けた取り組みに関する自己評価手法に基づく

②達成度の評価

目 標	◎	C	C	C	B
	○	C	C	B	A
	△	C	B	A	A
	—	—	A	A	A
		—	△	○	◎

結 果

(A：目標を上回り実施, B：目標どおり実施, C：目標未達成, —：評価対象外)

公共工事の品質確保に向けた取り組みに関する自己評価手法

1. 自己評価項目

■九州ブロック発注者協議会の取り組みに関して、以下の3項目を対象として自己評価を行う。

自己評価の項目
<p>○公共工事の品質確保対策に関する取り組み</p> <p>(1) 工事の総合評価方式の導入状況 ・工事の入札に際して、価格及び品質が総合的に優れた調達を評価する落札方式の導入状況</p> <p>(2) 工事監督・検査要領の適用状況 ・工事の請負契約に際して、工事監督及び検査の基準等を定めた要領の適用状況</p> <p>(3) 工事成績評定の実施状況 ・工事の請負契約に際して、検査を行う者などが実施する工事の施工状況や目的物の品質等の評価及び評定の実施状況</p>

2. 自己評価方法

■自己評価の項目について、平成25年度の実施結果を踏まえ、平成26年度の実施目標の設定を行い、最終的に今年度の取り組み結果を自己評価する。
(年度末)

■評価方法

- 実施目標は、各発注機関毎に設定する。
- 評価は、各発注機関毎に下記の①～②の手順で行う。
 - ① 前年度の実績結果の評価及び実施目標に対する実施結果の評価（項目毎）
 - ② ①の評価に対する達成度の評価（項目毎）
- 実施状況や実施目標の設定は、評価項目1.（1）「工事の総合評価方式の拡大」については、対象金額と件数を記述するが、それ以外の2項目については、下記記号に基づき行う。

①前年度の実績及び実施目標に対する実施結果の評価

平成25年度実施状況	平成26年度実施目標	平成26年度実施結果
◎ 実施済み	◎ 実施	◎ 実施
○ 一部実施済み	○ 一部実施	○ 一部実施
△ 検討済み	△ 検討実施	△ 検討実施
— 未実施	— 予定なし	— 未実施

注) 試行は「一部実施」とみなすものとする。

●平成26年度 総合評価方式の実施目標

平成26年度: 250万円以上の工事で実施

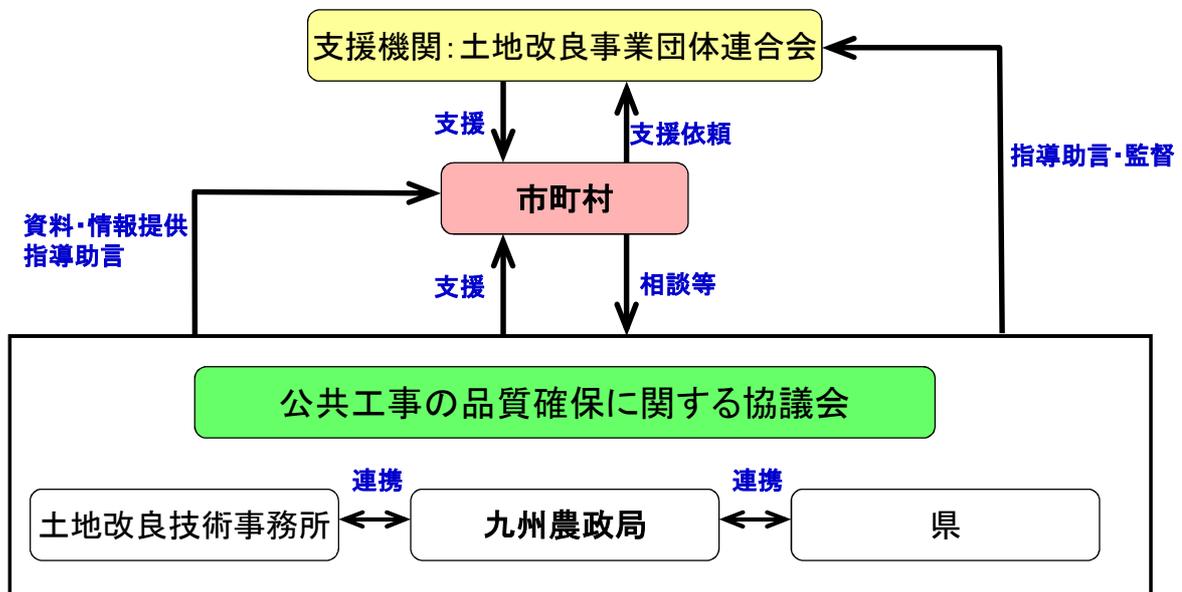
全発注予定件数	183件	
内総合評価件数	183件	
評価方法	標準A-I型	技術提案及び配置技術者ヒアリング評価
	標準A-II型	企業評価 (不正又は不誠実な行為等、地元企業活用) 技術提案評価
	標準B型	企業評価 (優良工事表彰実績、工事成績、地域貢献、手持ち工事量、不正又は不誠実な行為等) 技術者評価 (資格取得後の経験年数、保有資格、工事の施工経験、優良工事表彰実績、統教育への取り組み等) 技術提案評価
	簡易I型	企業評価 (優良工事表彰実績、工事成績、地域精通度、地域貢献、手持ち工事量、不正又は不誠実な行為等) 技術者評価 (資格取得後の経験年数、保有資格、工事の施工経験、優良工事表彰実績、統教育への取り組み等) 技術提案評価
	簡易II型	企業評価 (優良工事表彰実績、工事成績、地域精通度、地域貢献、当該地域内での施工実績、手持ち工事量、不正又は不誠実な行為等) 技術者評価 (資格取得後の経験年数、保有資格、工事の施工経験、優良工事表彰実績、当該地域内での施工実績、統教育への取り組み等)

1

2. 市町村への総合評価方式の導入支援

- 補助金交付決定通知書に品確法遵守の付記
- 各種研修会に出向き市町村職員等への総合評価の啓発

市町村支援の概要



2

平成23～25年度契約実績及び平成26年度契約予定

区分	業者選定方式	H23	H24	H25	H26(予定)	備考
工事	一般競争入札(総合評価落札方式)	5	8	1(3)	7	概ね予定価格が1億円以上
	一般競争入札(最低落札方式)	9	18	24(25)	2	
	随意契約	0	0	0	0	
	計	14	26	25(28)	9	
	総合評価実施率	35.71%	30.77%	4.00%(10.71%)	77.78%	
設計	公募型プロポーザル	0	0	0	0	
	簡易公募型プロポーザル	0	0	0	0	
	簡易公募型プロポーザル(拡大)	5	8	5	0	
	標準型プロポーザル	0	0	2	0	
	一般競争入札	0	0	0	0	
	随意契約	0	0	0	0	
	計	5	8	7	0	
	簡易公募型実施率	100.0%	100.0%	71.43%	0.00%	

平成26年度より、総合評価落札方式のタイプ追加(実績評価型)

福岡県における品質確保の取組

● 総合評価方式の実施状況

過去 (公共事業3部合計)

H21	H22	H23	H24
338件	269件	260件	279件

平成25年度の実績

県土整備部	農林水産部	建築都市部	合計
148件	75件	111件	334件

平成26年度件数は未定。

1

(1) 総合評価方式の検討

● 公共工事の品質確保の向上に向けた評価方式の研究

◇ 若年技術者の採用状況に関する評価項目の評価要件緩和

従来:「24歳以下の技術者(規定学科を卒業した者)を採用」



H26:「34歳以下の技術者(規定学科を卒業した者又は建設工事に技術者として従事経験がある者)を採用」

(2) 市町村への総合評価方式の導入支援

H26 取組目標

- 実施促進のための市町村担当部署の訪問
- 福岡県総合評価技術委員会の活用促進

2

熊本市における総合評価方式の取り組みについて

履行確実性評価型総合評価方式

熊本市では平成22年度より「履行確実性評価型総合評価一般競争入札」の試行を開始し、平成24年度から本格実施。当該方式は、入札参加者の入札価格が履行確実性評価価格を下回った場合、評価値が低下するのみで、失格にはならない。また書類審査及びヒアリング等も行わない。

また、履行確実性評価価格は、以下の履行確実性評価基準額算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長が定める。なお、履行確実性評価基準額の算定基準は、最低制限基準額の算定基準と同じ。

熊本市における総合評価方式の取り組みについて

評価値算出式

1. 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」以上の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

2. 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」未満の場合

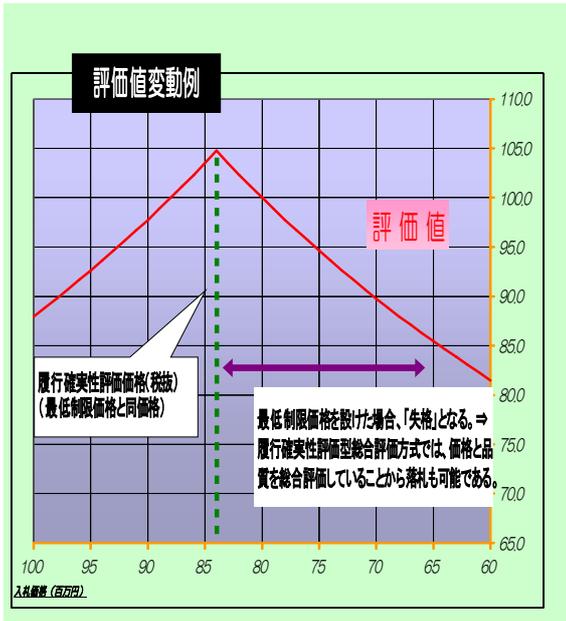
$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{履行確実性評価価格（税抜）} + (\text{履行確実性評価価格（税抜）} - \text{入札価格})}$$

直轄工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費等×55%の会社

<上限額及び下限額> 予定価格の90%～70%

※ 履行確実性評価価格は、以上の算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長（上下水道局・交通局・病院局免注分については、各事業管理者）が定めます。

※ 履行確実性評価基準額の算定は、直轄工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円未満を切り捨てた額で行います。



熊本市における総合評価方式の取り組みについて

業種	ランク	発注標準額（総合）	発注標準額（一般）
土木一式工事	A	7,000万円以上	5,000万円以上
	B	3,000万円以上	2,000万円以上
	C	1,500万円以上	1,000万円以上
建築一式工事	A	1億6,000万円以上	8,000万円以上
	B	4,000万円以上	1,000万円以上
電気工事	A	3,000万円以上	1,000万円以上
管工事	A	3,000万円以上	1,000万円以上
舗装工事	A	3,000万円以上	2,000万円以上
	B	1,500万円以上	1,000万円以上
造園工事	A	4,000万円以上	1,000万円以上
水道施設工事	A	5,000万円以上	2,500万円以上
	B	2,000万円以上	1,000万円以上
その他工事		4,000万円以上	1,000万円以上

特定の業種だけでなく、様々な業種及びランクについて総合評価方式を実施することで、あらゆる業種の建設業者の技術力向上に対するモチベーションを高め、建設業者の育成に貢献することを目的としている。

※総合評価一般競争入札試行件数推移（建設工事）

平成19年度： 2件 ⇒ 平成20年度： 10件
 ⇒ 平成21年度： 19件 ⇒ 平成22年度： 49件
 ⇒ 平成23年度： 102件 ⇒ 平成24年度： 228件（本格実施開始）

平成25年度： 214件



平成26年度 200件実施予定

1. 総合評価落札方式のH24及びH25の実績比較（九州支社管内）

	平成24年度 実績	平成25年度 実績
全発注件数	149件	150件
総合評価件数 (割合)	43件 (29%)	57件 (38%)
総合評価の 平均落札率	88%	92%
総合評価の低入札件数 (割合)	23件 (53%)	19件 (33%)

- ・H25年度は、新規開通区間に関する工事（建設系の施設工事）が増えたために、総合評価の件数増となっている。（建設系の施設工事：9件/43件 → 17件/57件 約1割の増）
- ・価格評価基準額 及び 低入札基準価格を引き上げ（H25.7～）たことで、平均落札率の上昇や低入札工事の減少につながっていると推察できる。



2. 総合評価落札方式のH26の予定（九州支社管内）

	平成25年度 実績	平成26年度 予定
全発注件数	150件	123件
総合評価件数（割合）	57件 (38%)	27件 (22%)

- ・H26年度は、建設工事の減少（63件/150件→30件/123件）により、発注件数が減少。
- ・あわせて、総合評価適用範囲を4億円以上へ拡大（H25.12～）したことにより、総合評価の件数も減少している。

3. 総合評価落札方式における主な改善点（H25.12～）

- ・配置予定技術者評価に、実績のある若手技術者の配置を促す項目を追加。
（同種工事の実績（担当技術者）※があれば、現場代理人・主任技術者等での実績評価点の半分以上で加点評価）
- ※同種工事の実績として認められる要件は、「公共工事の現場従事実績が5年以上でかつ同種工事の従事期間が2年以上」とする。





平成26年度における総合評価落札方式の取り組みについて

国土交通省 九州地方整備局 企画部

目次

1. 平成25年度における総合評価実施状況【工事・業務】について
・・・P1～P6
2. 工事における総合評価落札方式（二極化）の
運用の一部見直しについて 【平成26年度改定版】
・・・P7～P13
3. 女性技術者・若手技術者の登用・育成等を促進する試行工事について
・・・P14～P18



・調査基準価格の改定及び施工体制確認型の拡大により、平成21年度までは若干上向き傾向で、平成22年度は低下したが平成23～25年度上向き傾向となった。

平成24・25年度 各試行の実施状況

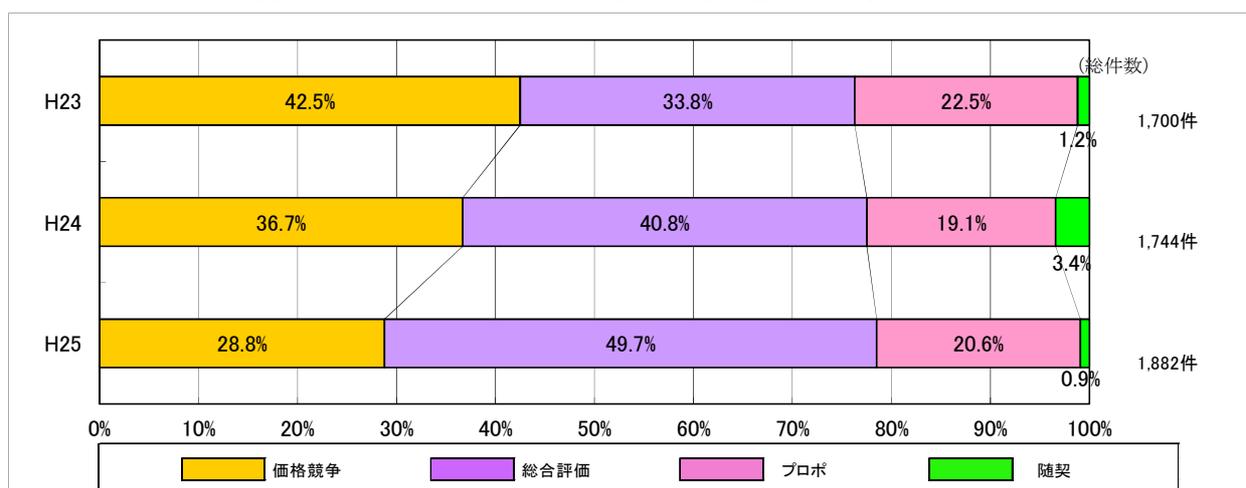
試行	試行対象工事	実施件数	
		H24	H25
地元企業活用評価型	本店が施工県以外の参加者が見込まれる一般土木(B)、PC(セグメント桁を除く)及び建築(B)において試行する。	11	9
特定専門工事審査型	法面処理工、杭基礎工、地盤改良工又は海上工事(海上工事については、いずれかの工種に限る)のいずれかを含む専門工事(特定専門工事)が、工事全体に占める重要度が高い工事である場合において試行する。	3	—
地域JV	道路及び河川(砂防を含む)の維持工事のうち、地域における担い手確保が将来的に困難となるおそれがあると判断される地区において試行する。	117	28
若手技術者評価型	施工能力評価型の工事であり、比較的難易度が低い工事(年齢制限を設けても若手技術者の実績が多く、参加可能者数が確保できる工事)において試行する。	6	6
段階選抜方式	技術提案評価型の工事であり、技術提案を求める競争参加資格者数を絞り込む必要がある場合において試行する。	8	9
配置予定技術者ヒアリング	技術提案評価型の工事であり、配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確保する必要がある場合において試行する。	9	20
一括審査方式	参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合で、一括審査方式により早期に事業執行を図る必要がある工事において試行する。	—	68 【170】
入札契約手続きの見直し	分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事の一部において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより試行を実施する。	22	18

平成25年度における 総合評価実施状況【業務】について

5

年度別発注状況等について

九州地整 業務全体 年度別(H23~H25)調達方式別実施状況と推移



	平成23年度	平成24年度	平成25年度
価格競争	(42.5%) 722	(36.7%) 649	(28.8%) 542
総合評価方式	(33.8%) 575	(40.8%) 724	(49.7%) 936
プロポーザル方式	(22.5%) 382	(19.1%) 339	(20.6%) 387
随意契約	(1.2%) 21	(3.4%) 62	(0.9%) 17
計	(100%) 1,700	(100%) 1,744	(100%) 1,882

※データ:H23.4.1~H26.3.31迄の契約実績(5業種:土木、測量、地質、建築、補償)の全て

工事における総合評価落札方式 (二極化)の運用の一部見直しについて

【平成26年度改定版】

7

見直しの内容

- 分任官発注で**施工能力評価型**を適用する**一般土木工事**のうち**予定価格が6千万円以上3億円未満**の工事において、**入札契約手続きの見直し**を適用する。
- 一般競争入札(**WTO対象**)を予定価格**5.8億円**から**6.0億円**に改定する。
- 技術提案評価型(S型)WTO対象について、ヒアリングの選定基準を必須から必要に応じて実施に改定する。
- 「下請け予定業者の表彰実績」の評価の取扱いを追加する。

8

平成24年10月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

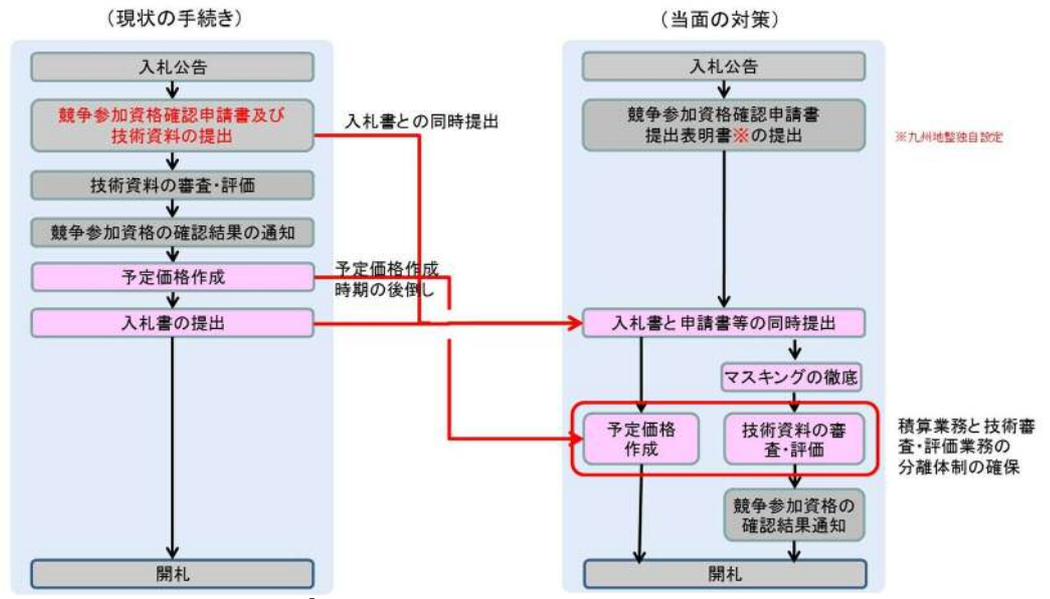
国土交通省では、当面の再発防止対策を取りまとめ、入札契約手続きに関しては、

- (1) **技術提案書における業者名のマスキングの徹底**
- (2) **予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保**など不正が発生しにくい制度への見直しを検討

【実施方針】

◆分任官発注で**施工能力評価型**を適用する**一般土木工事**のうち**予定価格が6千万円以上3億円未満**の工事において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより実施する。

◆平成26年4月1日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。



- ・九州地方整備局では、**すべての工事において一般競争入札を原則とする。**
- ・予定価格2.5千万円未満については工事希望型競争入札を選定することもできるが、一般競争入札を積極的に適用するものとする。

予定価格	九州地整運用	負担行為担当官		一般土木	建築	As舗装	鋼橋上部	造園	電気設備	暖冷房衛生設備	その他 ※ランク無し
		一般土木	官庁営繕								
7.2億円	一般競争入札 (WTO対象)	本官契約	本官契約	Aランク	Aランク	Aランク	ランク無	Aランク	Aランク	Aランク	Co舗装 PC 法面処理 木造建築 機械設備 塗装 維持修繕 しゅんせつ グラウト 杭打ち さく井 プレハブ建築 通信設備 受変電設備
6.0億円				Bランク	Bランク						
3.0億円	一般競争入札 (拡大)	分任官契約	本官契約 又は 分任官契約	Cランク	Cランク	※2 Bランク	Aランク	Bランク	Bランク	Bランク	Cランク
2.0億円											
1.2億円				Bランク	Cランク						
0.6億円						Cランク	Cランク				
0.5億円	Bランク	Cランク									
0.25億円			※1一般競争入札 (拡大)								

※1 入札参加者の確保が困難な場合、工事希望型競争入札方式も適用可
 ※2 九州地方整備局における平成25・26年度競争参加資格審査より適用

- ・総合評価落札方式のタイプ別にヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方を下表に示す。
- ・ヒアリングでは、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する。

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	II型	I型	S型	A型
			WTO以外	WTO対象※
ヒアリング	実施しない	実施しない※	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確保する必要がある場合に実施する	必須。 ただし、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない
段階選抜方式	実施しない	実施しない※	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施する	

※九州地整独自設定

【参考】ヒアリング内容及び評価（案）

評価指標	ヒアリングの内容	評価
1. 監理能力の確認	・実績工事の概要 （工事内容及び工事での役割等）	ヒアリング内容により 「配置予定技術者の工事実績評価点×係数（1.0、0.5、0.0）※」
2. 技術提案に対する理解度	・本工事の特徴を踏まえた提案理由と提案内容、効果の理解度 ・提案の効果を発揮するために、施工上配慮すべき事項の適切性	ヒアリング内容により 「技術提案評価点（テーマ毎）×係数（1.0、0.5、0.0）※」

11 ※係数は、必要に応じて適宜設定できる。

「下請け予定業者の表彰実績」の評価の取扱い

平成18年度以降において、当該工事の下請け予定業者が九州地方整備局長から表彰（優良工事における下請負表彰）を受けた実績がある場合に加点評価する。

※入札参加者は、本項目に基づく加点評価を希望する場合は、下請負表彰を受けた下請企業と別途「確約書」を締結し、添付すること。**確約書が添付されない場合は評価の対象としない。**

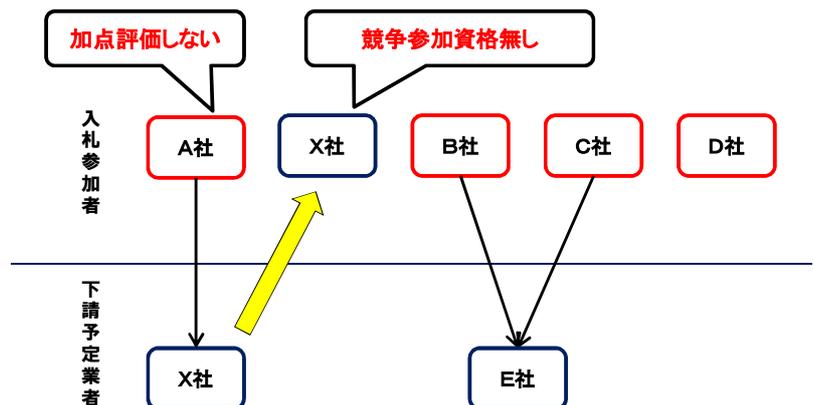
※元請けとなる入札参加者から提示された**優良下請負表彰企業が、当該工事の元請けとして入札参加することは、入札手続きの公平性の観点から認めない。**この場合、当該下請企業を下請予定者としていた入札参加者は**本項目に基づく加点評価の対象としない。**

（右図解説）

・A社が下請予定業者として提示したX社が同一工事の入札に参加した場合

- A社：加点評価しない
- X社：競争参加資格無し
- B社：評価する
- C社：評価する
- D社：評価対象外
- E社：下請予定業者

※A社、B社、C社は「確約書」の添付が必須



■今回の見直しは、**平成26年4月1日以降**に手続きを開始する工事より適用する。

女性技術者・若手技術者の登用 ・育成等を促進する試行工事について

[II]建設業の将来担い手確保に向けて ～若手技術者の育成・登用の促進～

▼建設業は高齢層の技術者が比較的多く、若手技術者の層が非常に少ない状況となっている。豊富な経験や優れた技術力を有する熟練技術者との世代交代が間近に迫っており、これまでに培われた高度な技術等の継承が危ぶまれている状況である。

【平成26年度試行項目】

1. 配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕を若手技術者とする試行工事の実施

- ・平成24年度より若手技術者を登用・育成することを目的として「若手技術者評価型」の試行に取り組んできた結果、若手技術者を配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕として配置された工事において施工管理・品質等も熟練技術者に遜色ない結果が得られた
- ・企業に対して実施したアンケート調査結果でも当該取り組みは「期待できる」と建設業界としても若手技術者を登用する制度への期待が寄せられている
- ・1級土木施工管理技士で監理技術者資格を保有する技術者のうち「40歳以下」が占める割合は全体の20%以下(16.7%)と低い
⇒若手技術者の登用・育成を促す

【若手技術者評価型】

- ・入札参加要件として配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕を若手技術者(40歳以下)とする

【対象工事】

- ・分任官工事のうち技術的に高度でない工事で試行

2. 現場代理人または担当技術者を若手技術者とする試行工事の実施

- ・建設業への新規入職者の減少により、将来の担い手不足、今後の技術力継承等の懸念が顕在化
- ・若手技術者(35歳以下)を、現場代理人または担当技術者として配置する
⇒若手技術者の登用・育成を促す

【若手技術者配置評価型】

- ・現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者を専任配置する場合に、総合評価で資格に応じた加点を行う

【対象工事】

- ・分任官工事のうち技術的に高度でない工事で試行

※分任官工事とは発注予定金額の3億円未満の工事

[I]女性がもっと活躍できる建設業を目指して ～女性技術者の登用を促進～

▼日本の成長戦略の中で、女性の社会進出が重要課題の一つに挙げられたところ。

日建連では3月に女性技能労働者活用のためのアクションプランを策定している。

また、去る4月24日に国交相と業界5団体トップとの会談で、女性を積極的に活用していくためのアクションプラン「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(仮称)を共同で策定するとされたところ。

- 【目標】・女性の担い手確保を建設業の国内人材育成・確保策の柱の一つに位置付ける
- ・女性技術者・技能労働者を5年以内で倍増を目指す

【平成26年度試行項目】

1. 配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕を女性とする試行工事の実施

- ・配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕に女性技術者を入札参加要件とする工事を実施し、建設現場において責任ある立場での女性の登用を促す

【女性技術者配置型】

- ・入札参加要件における配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕を女性とする

【対象工事】

- ・道路、河川で各々1工事

2. 安心で働きやすい環境づくりへの取り組みを評価する試行の実施

- ・入札参加企業のうち、女性も安心で働きやすい環境づくり(家事・育児・介護・福祉)等の取り組みを総合評価で加点する試行を実施し、女性の働きやすい職場環境づくりを促し工事の品質向上に寄与
- また、女性が働くため必要となる施設・設備等の実費計上を行う
⇒女性が安心して働きやすい職場環境を整備することで、女性(男性も含めて)が職務に専念できることにつながり、品質証明員や本社安全指導員、積算担当等の役割で現場のバックアップを行い、当該工事の品質向上に寄与

【女性への現場環境の充実】

- ・企業による家事、育児、介護・福祉についての支援体制(時差出勤等の子育てサポート等)により評価する

【対象工事】

- ・すべての工事

【施設・現場の実費計上】

- ・女性技術者・女性技能者が現場で働くために必要な施設・設備等の実費計上を行う

【対象工事】

- ・すべての工事

3. 女性技能者の現場従事に対して、工事成績で加点評価する試行の実施

- ・女性技能者の現場配置を積極的に取り組み、施工に従事させたことが確認できた場合は工事成績で加点評価し、女性の感性が活かされるきめ細やかな施工による品質向上を図る

【対象工事】

- ・すべての工事

【Ⅳ】民間技術力を活用する多様な入札方式の展開 ～「技術提案重視型」の展開～

▼これまで本官工事において、技術評価項目として求めてきた技術提案等は、発注者が指定テーマを定め、当該テーマに対して求めていたところであるが、個々の企業が保有する高い技術力を活用するため、参加企業が当該工事の現地特性や構造特性を踏まえた自由テーマを設定してもらい、そのテーマに沿った技術提案を求め、更なる品質向上を目指す。また、分任官工事においても、地元建設業の技術力を活用し、更なる品質向上を目指す。

【平成26年度試行項目】

1. 大手総合建設業の技術力を活用する試行工事の実施

・本官工事において大手総合建設業の優れた技術力の更なる活用のため、指定テーマ(1テーマ)に加えて、当該工事の現地特性や目的物の構造特性を踏まえた自由テーマ(1テーマ)を設定する
⇒民間技術力の活用、工事目的物のさらなる品質向上が図られる

【技術提案評価型(課題提案型)】

《現行》①指定テーマ数 最大2テーマ【1テーマあたり 5提案×2テーマ =10項目と評価】

《試行》①指定テーマ数 1テーマ【1テーマ×5提案 =5項目評価】

- 発注者が工事内容に応じて、予めテーマ設定する
- 指定テーマに対する技術提案は最大5提案を基本とする

②自由テーマ数 1テーマ【1テーマ+4提案 =5項目評価】

- 参加企業に当該工事に関する課題を1提案(指定テーマ以外)求める
- 自由テーマに対する技術提案は最大4提案を基本とする

【対象工事】

・本官工事で試行

2. 地元建設業の技術力を活用する試行工事の実施

・分任官工事において技術提案評価型(S型)を積極的に適用し、地元建設業の持つ技術力の積極的な活用を図ることとする

・現場特性や工事目的物の特性に応じたものとし、工事目的物のさらなる品質向上を目指すものである

また、必要に応じて一括審査方式を適用し競争参加者、発注者双方の負担軽減を図る

⇒民間技術力の活用、工事目的物のさらなる品質向上が図られる

【技術提案評価型(分任官S型)】

①指定テーマ数 ⇒施工上の特定の課題等に関する工夫について、工事内容に応じ1テーマ設定する

②指定テーマに対する技術提案 ⇒最大3提案を基本とする。

※技術提案・審査様式の簡素化を図り事務作業量の負担軽減を図る

※必要に応じて一括審査方式を適用し競争参加者、発注者双方の負担軽減を図る

【対象工事】

・分任官工事のうち構造物等の工事で試行

3. 現場条件を熟知した地元建設業の技術力を活用する試行工事の実施

・競争参加者の技術者、企業の評価に加え、施工計画の評価を行うことにより当該工事における特徴等を反映した技術提案を評価する

⇒民間技術力の活用、工事目的物のさらなる品質向上が図られる

【施工能力評価型(施工計画評価型)】

・「環境対策」「安全対策」「品質確保」「工程管理」「関係機関との調整」より当該工事の現場条件にあった課題設定(5項目から2項目を選定)を行う

・設定した課題に対して2提案を施工計画として求める

【対象工事】

・分任官工事のうち技術的に高度でない工事で試行

※本官工事とは発注予定金額の3億円以上、分任官工事とは発注予定金額の3億円未満の工事

【Ⅲ】参加要件緩和による入札参加機会の拡大 ～入札不調・不落対策～

▼近年、円滑かつ確実な予算執行が極めて重要であるため、「入札不調・不落」が増加している現状も踏まえ、工事難易度に応じた企業の技術力を損なわない範囲で参加資格を緩和する。

【平成26年度試行項目】

1. 現場代理人の工事実績を監理(主任)技術者と同等評価する試行工事の実施

・総合評価の加点において、現場実績が監理(主任)技術者より低い評価であるため、現場代理人を経験した優秀な若手技術者でも、監理(主任)技術者に配置しにくいとの意見が多い

・現場代理人の工事実績を監理(主任)技術者と同等の評価とする工事を実施し、技術者不足を緩和

⇒技術者の活用促進による受注機会の拡大が図られる

【現場代理人評価見直し型】

評価項目	監理(主任)技術者	現場代理人	担当技術者
工事実績(現行)	評価する(評価点の100%)	評価する(評価点の50%)	評価する(評価点の50%)
工事実績(試行)	評価する(評価点の100%)	評価する(評価点の100%)	評価する(評価点の50%)

【対象工事】

・分任官工事のうち技術的に高度でない工事で試行

2. 入札参加要件(同種工事の施工実績における工種や数量規模)を緩和する試行工事の実施

・比較的工事難易度の低い工事の場合は、施工面積や土量等の施工規模を原則設定しない
⇒企業の入札参加機会を拡大する

【入札参加資格要件緩和事例】

《現行》河川の護岸工事 300m²以上の実績 ⇒ 《試行》河川の護岸工事の実績

《現行》道路の盛土工事 10,000m³以上の実績 ⇒ 《試行》道路の盛土工事の実績

※過去の参加条件や地域条件等から河川・道路の区分設定を行わないことも可とする

【対象工事】

・分任官工事のうち技術的に高度でない工事で試行

※分任官工事とは発注予定金額の3億円未満の工事

平成26年度 公共工事の現状と今後の主な取り組み

平成26年6月25日

九州地方整備局

★★★★ 目 次 ★★★★★

1. 社会保険等未加入対策について P1~P6
2. 公共工事の発注の見通しの統合について P7~P9
3. 平成26年度 九州地方の公共事業工事費に関する集計結果について..... P10~P11
4. 平成26年度 日建連及び道建協との主な意見交換会要旨 P12~P14

1. 社会保険等未加入対策について

1

基本問題小委員会における提言(平成26年1月)(社会保険等未加入対策関係) 九州地方整備局

1. これまでの中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会における提言

- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

2. 総合的対策の推進

平成29年度を目途に目標を達成するため、これまで以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制の整備
- ②建設業担当部局における建設業許可・更新時等の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報、経営事項審査での減点措置の厳格化
- ③法定福利費の確保
 - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費(本人負担分・事業主負担分)の額を公共工事の予定価格に反映
 - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用(平成25年9月から一斉に活用開始)

3. 今後取り組むべき対策の方向

現状

- ①社会保険等への加入状況:企業別87%、労働者別58%(平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率)
- ②東日本大震災からの復旧・復興等による建設投資の回復
- ③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

今後の対策の方向性

今こそ更に取組を加速化する必要性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、

- 公共工事の施工に関し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- 公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除

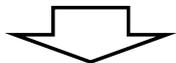
2

中建審提言後の経緯

○平成26年1月30日

第2回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご指示

「国土交通省発注工事の元請・一次下請につきましては、平成26年度中に社会保険加入企業に限らせて頂く方向で、具体的な対策を検討するよう、本日、事務方に指示致しました。」



○平成26年2月27日～3月19日

対策案の概要・スケジュール等に関する建設業界・自治体向けの説明会を開催



○平成26年3月28日

第4回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご発言

「平成26年8月1日以降、国土交通省直轄工事において、

・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。

・二次以下の下請業者が社会保険等未加入の場合は、建設業担当部局が加入指導等を引き続き実施する。

平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入業者に限定する方向で検討。

地方公共団体等の発注者に対しても、国土交通省の上記スキームを情報提供し、同様の取組みの実施の検討を促すとともに、積極的に社会保険等未加入対策に取り組むよう促す。」

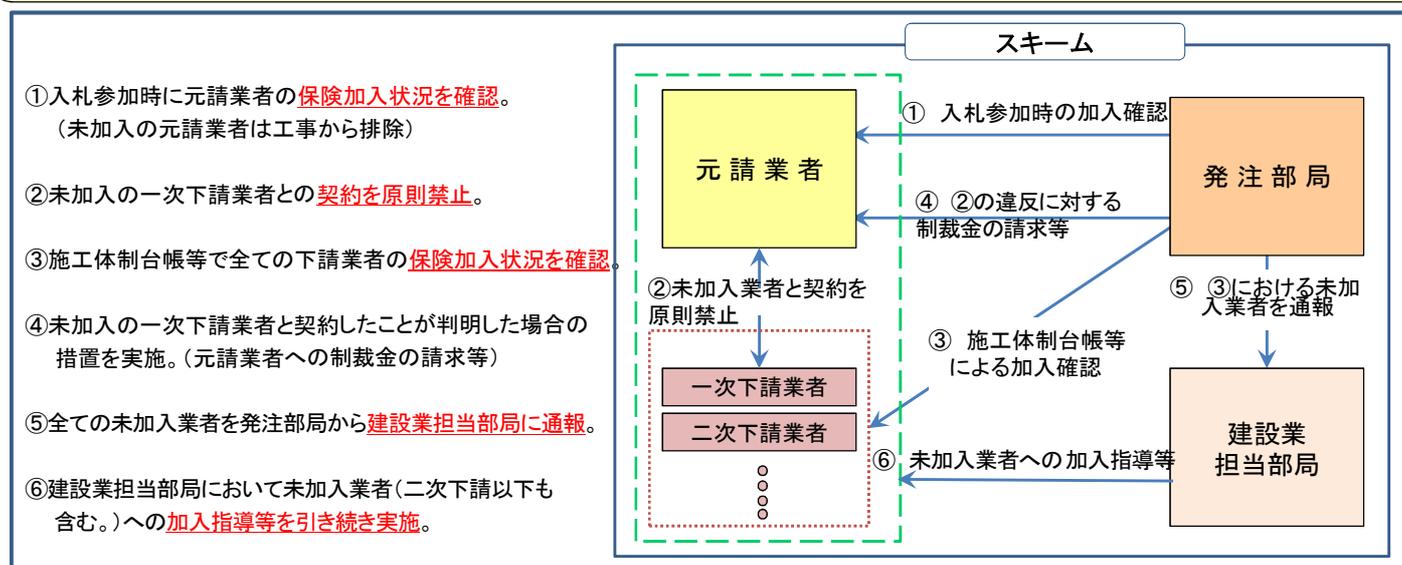
3

○平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、

・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。

・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。

(※)建築一式工事の場合は4500万円



○平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

○上記内容に付き、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

4

問1 社会保険等とは何か。

→健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指す。

問2 どのような場合でも、元請と未加入の一次下請業者との契約が禁止されるのか。

→当該未加入業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内(概ね30日間)に当該未加入業者が社会保険に加入することを条件として、例外的に認められる。

問2-2 「特別の事情」が認められるのは、具体的にどのような場合か。

→特殊な技術、機器又は設備等(以下「特殊技術等」という。)を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合である。

- 一方、以下の場合には、「特別の事情」に該当しないと考えられる。
- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

問3 元請業者にはどのようなペナルティーが課せられるのか。

→**制裁金の請求**(元請と未加入の一次下請業者との最終契約額の10%)

(例)受発注者間の請負額・・・1億円

受注者と一次下請業者(社会保険等未加入)との請負額・・・4千万円

→4千万円の10%である4百万円が制裁金の額となる。

- ・**指名停止**(「重大な契約違反」であり、2週間～4ヶ月)
- ・**工事成績評点の減点**(指名停止に伴うもの)

(※ただし、問2の「特別の事情」が存在する場合には、当該未加入業者が一定期間内(概ね30日間)に社会保険等に加入しない場合に限る。)

5

問4 二次下請以下の未加入業者は、どのように取り扱われるのか。

→建設業担当部局に未加入の事実が通報され、個別に加入指導が行われることとなる。

なお、発注者の契約の相手方ではないことから、制裁金の請求・指名停止は行われない。

問5 社会保険等の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。

→個人事業主・一人親方等の社会保険等の適用除外となる建設業者は、そもそも社会保険等の加入義務がないことから、排除されない(※詳細な要件は年金事務所等にお問い合わせください。)

問6 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

→今回の取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものである。

なお、個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には、適切に加入させる必要があることに十分留意すること。

各発注機関の『公共工事の発注の見通し』の統合について

平成26年5月15日
九州地方整備局

国土交通省 九州地方整備局では、「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」に参画している各発注機関が個別に公表している公共工事の『発注見通し』について、九州地方整備局ホームページに一元化（リンクを貼り統合）を行います。

これにより、異なる発注者の発注見通しが一元的に見られることから、建設業者にとっては、計画的な技術者の配置や円滑な資機材調達に役立つことが期待されます。
又、発注者間での発注情報共有を容易にし、平準化にもつながると考えられています。

今回の実施時期等及び参画機関については、下記のとおりです。

記

1. 実施時期及び掲載ホームページ
・平成26年5月15日 13時以降
・九州地方整備局ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/>
2. 参画機関：【公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会】（11機関）
国土交通省
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
福岡市、北九州市、熊本市

〔※『公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会』とは、九州地方整備局、九州各県・政令市の公共工事の発注者間において、発注関係事務の適切な実施などについて意見交換を行い、公共工事の品質確保を促進することを目的とし、平成17年11月25日に設立しております。〕

問い合わせ先

(公共事業施行対策九州地方協議会事務局) 直通 092(476)3546
九州地方整備局 企画部 隆博 内線 3115
国土交通省 ○技術調整管理官 加治 賢祐 内線 3311
○技術管理課長

2. 公共工事の発注見通しの統合について

国土交通省 九州地方整備局HP



『お申し込み情報』について

『お申し込み情報』に関する九州地方整備局の「お申し込み情報」について、各機関の公表サイトにリンクします。

＜お申し込み情報のお申し込み先＞

- ◆ 国土交通省 九州地方整備局
- ◆ 福岡県
- ◆ 佐賀県
- ◆ 熊本県
- ◆ 鹿児島県
- ◆ 北九州市
- ◆ 福岡市
- ◆ 大分県
- ◆ 宮崎県
- ◆ 鹿児島県
- ◆ 熊本県
- ◆ 佐賀県
- ◆ 福岡県
- ◆ 北九州市

（※ リンク先の各機関の公表サイトについては、各機関へお問い合わせください。）

各機関を選んでください

3. 平成26年度 九州地方の公共事業 工事費に関する集計結果について

平成26年度 九州地方の公共事業工事費に関する集計結果について

平成26年6月6日
公共事業施行対策九州地方協議会

○九州地方の公共事業

本協議会においては、各公共事業執行機関が相互に情報交換を行い事業の円滑な実施に寄与するため、公共事業施行対策九州地方協議会（国、7県及び3政令市、独立行政法人等の計21機関により構成）において、平成26年度当初における九州地方の公共事業工事費に関する集計をとりまとめましたので、公表します。

平成26年度 九州地方の公共工事費の集計結果

関係公共事業費の集計結果は以下のとおりです。

- 1) 九州全体の平成26年度当初契約予定工事費 1,183.7億円 (H26当初予算を計上)
- 2) 九州全体の平成26年度当初契約予定件数 45,399件 (H26当初予算を計上)
- 3) 九州全体の平成25年度繰越(補正含む)契約予定工事費(H25繰越(補正含む)を計上) 2,922.9億円
- 4) 九州全体の平成25年度繰越(補正含む)契約予定件数 (H25繰越(補正含む)を計上) 9,831件

【構成機関】

農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、林野庁、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、北九州市、熊本市、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、福岡北九州高速道路公社、日本下水道事業団、西日本高速道路株式会社

○添付資料

- ・平成26年度執行額（工事費）（地区別総括表）
- ・平成26年度執行額（工事費）（工種別総括表）
- ・平成26年度執行額（工事費）（工事別総括表）
- ・参考資料－1（平成26年度契約予定(平成25年度繰越(補正含む))）
- ・参考資料－2（平成26年度契約予定(平成25年度繰越(補正含む))における各四半期計画）

※本資料は九州地方整備局のホームページにも掲載しています。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/>

問い合わせ先

(公共事業施行対策九州地方協議会事務局) 直通 092(476)3546
九州地方整備局 企画部
国土交通省 久野 内線 3115
○技術調整管理官 加治 内線 3311
○技術管理課長

4. 平成26年度 日建連及び道建協との主な意見交換会要旨

○特に課題となった事項

【日建連】

- ・工程管理情報の共有
- ・ガイドラインの円滑かつ確実な実施するための取り組み

【道建協】

- ・週休2日の可能な工期

13

九州地整ガイドライン

- ・設計図書の照査ガイドライン(案)

アドレス : http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/

調査・設計関係

九州地方整備局「設計業務等共通仕様書(案)」等の一部改定について

- 第1編共通編(H26年3月)【PDF】
- 第2編河川編【PDF】
- 第3編海岸編【PDF】
- 第4編砂防及び地すべり対策編【PDF】
- 第5編ダム編【PDF】
- 第6編道路編【PDF】
- 地質・土質調査業務共通仕様書(案)(H26年3月)【PDF】
- 測量業務共通仕様書(案)(H26年3月)【PDF】
- 国土交通省公共測量作業規定

「設計図書の照査ガイドライン(案)」(H19年4月)【PDF】

- ・工事一時中止に係るガイドライン(案)
- ・設計変更ガイドライン(案)

アドレス : http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/

工事契約に関するガイドライン等

工事請負契約書第25条第1項～第4項(全体スライド条項)運用マニュアル(暫定版)

工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)

工事請負契約書第25条第6項(インプレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)

「工事一時中止に係るガイドライン(案)」(平成20年6月)【PDF】

「設計変更ガイドライン(案)」(H24年6月)【PDF】

14